

届出日：原則は、変更しようとする60日前までの日
詳細は末尾に記載

開発行為の変更届出書

年 月 日

記載にあたっては、第2号様式の記載注意事項を参照

岐阜県知事 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで届出をした開発行為の届出書の記載事項の変更について、岐阜県水源地域保全条例第18条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

変更する項目にチェックし、その項目の変更前及び変更後について記載

開発に関する事項

変更項目		変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 開発行為者	<input type="checkbox"/> 住所		
	<input type="checkbox"/> 氏名		
	<input type="checkbox"/> 電話		
	<input type="checkbox"/> 業種		
<input type="checkbox"/> 工事を請け負う者	<input type="checkbox"/> 住所		
	<input type="checkbox"/> 氏名		
	<input type="checkbox"/> 電話		
<input type="checkbox"/> 着手予定年月日			
<input type="checkbox"/> 完了予定年月日			
<input type="checkbox"/> 開発行為の目的			
<input type="checkbox"/> 開発行為に係る権原の種別			
<input type="checkbox"/> 開発行為の種別及び内容			
<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更			
<input type="checkbox"/> 取水設備の設置			
備 考			

土地に関する事項

変更前	開発行為に係る土地の所在		現 況	面積(m ²)	うち水源地域の面積(m ²)
	合 計		筆		
変更後	開発行為に係る土地の所在		現 況	面積(m ²)	うち水源地域の面積(m ²)
	合 計		筆		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

変更がないものは添付不要

当初届け出た際に添付した次の書類のうち、変更事項（変更内容）に関するものについて変更後の内容が分かるように明示したもの

- (1) 開発行為に係る土地の位置を示す図面（縮尺5万分の1程度及び5千分の1程度）
- (2) 開発行為に係る権原を有することを証する書面の写し
- (3) 工事現況写真（開発行為に係る土地の全景及び主な箇所を撮影したもの）
- (4) 開発行為の内容を示す図面（平面図、断面図、構造図など）

- 注
- 1 該当する□にレ点を記入すること。
 - 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
 - 3 「開発行為に係る権原の種別」の欄は、所有権以外の権原にあつては、種別及び内容（期間等）を記載すること。
 - 4 「備考」の欄は、開発行為に係る関係法令の手續状況などを記載すること。
 - 5 「開発行為に係る土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記載すること。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外○筆（別紙記載）」として記載の上、別紙を添付すること。
 - 6 「現況」の欄は、木竹の生育状況など、主たる現況を具体的に記載すること。
 - 7 「面積」の欄は、開発行為を行う区域の面積を記載すること。

変更届出の提出日について

○開発行為の目的、内容、面積を変更する場合

届出日：変更しようとする日の60日前

（ただし、開発行為の内容の変更については、変更届出の要否・届出期限を個別に定めますので、県庁治山課にお問い合わせください。）

○当初届出した開発の目的、内容、面積等を変えずに着手予定日のみ変更する場合

届出日：変更する開発の着手予定日の60日前

ただし、当初の届出から60日経過後である場合 前日まで

（例） 当初届出日 4月1日 開発の着手予定日 7月1日
着手予定日を6月20日に変更する場合
～4月21日 4月21日までに届出
5月31日～ 5月31日から6月19日までに届出

○上記以外の届出項目の変更

届出日：遅滞なく（7日以内）